○中国地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岡山市南区古新田字東新田一五九一番二から同市南区古新田字東新田一五九二番七六まで	前	四一・八〇～四二・八〇メートル	
	後	四一・八〇～四六・三〇メートル	〇・〇二五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日　四国地方整備局長　川嵜　正彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番まで	前	A　七・一〇～一一・一〇メートル　一五・一六四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一〇・三〇～二五一・六五　一五・三〇四	
	後	A　七・一〇～一一・一〇　一五・一六四	
		B・C　一〇・三〇～二五一・六五　一五・三〇四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年十一月五日　四国地方整備局長　川嵜　正彦

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
製浄化槽表示者名　代表取締役　大亀　裕 ㈱ダイキアクシス		
日本農業集落排水協会 ―S96―D―1型 農業集落排水処理施設 (51～70)	8―07K―H―001	8―12K―H―001
〃　―S96―D―2型 農業集落排水処理施設 (80～120)	〃　―1	〃　―1
〃　―S96―D―3型 農業集落排水処理施設 (130～140)	〃　―2	〃　―2
〃　―S96―D―4型 農業集落排水処理施設 (150～200)	〃　―3	〃　―3
〃　―S96―D―5型 農業集落排水処理施設 (210～280)	〃　―4	〃　―4
〃　―S96―D―6型 農業集落排水処理施設 (290～310)	〃　―5	〃　―5
〃　―S96―D―7型 農業集落排水処理施設 (320～400)	〃　―6	〃　―6

○四国地方整備局告示第百二十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年十一月五日　四国地方整備局長　川嵜　正彦

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
製浄化槽表示者名　代表取締役　大亀　裕 ㈱ダイキアクシス		
ダイキ小規模合併処理浄化槽 MCP―5型	8―09―H―004(07)―2	8―12K―H―002
〃　MCP―7型	8―07―H―004　―1	〃　―1

○四国地方整備局告示第百二十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年十一月五日　四国地方整備局長　川嵜　正彦

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
製浄化槽表示者名　代表取締役　大亀　裕 ㈱ダイキアクシス		
ダイキ小規模合併処理浄化槽 MCP―10型	8―07―H―005	8―12K―H―003

○四国地方整備局告示第百二十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年十一月五日　四国地方整備局長　川嵜　正彦